



稲 総 第 3 2 0 号  
平成 19 年 1 月 22 日

稲美町特別職報酬等審議会  
会 長 松本 光雄 様

稲美町長 古 谷 博

特別職報酬等の額について（諮問）

稲美町特別職報酬等審議会条例(昭和40年稲美町条例第200号)第2条の規定に基づき、町長、助役及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬等の額を下記のとおり取り扱うことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 町長、助役及び教育長の給料月額について、引き続き町税等の減収による財政状況の悪化のため、本年度も貴審議会答申(平成18年2月21日)に基づき、町長、助役及び教育長の給料月額を平成18年4月1日から平成19年3月31日の間、それぞれ10%、8%、8%引き下げた。

経済状況は回復しているとはいいながら、税源委譲により町税収入の増加は見込まれるものの、地方交付税等の一般財源の減少に伴い歳入総額が減少すると考えられることに加え、これまで先送りとしてきたごみ処理施設に対する経費が必要となり、昨今の社会及び経済の情勢を考慮すると、平成19年4月1日以降については、現行の給料月額より下記の引き下げ措置を講じたい。

2 議会議員の現行の報酬額は適当であるか。

[参考]

町長、助役及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額

職	給料月額等	～H16. 3. 31	H16. 4. 1～H19. 3. 31	H19. 4. 1～
町 長	890,000 円	890,000 円	801,000 円 (△10%)	<b>20%減額措置 712,000 円</b>
助 役	730,000 円	730,000 円	671,600 円 (△8%)	<b>10%減額措置 657,000 円</b>
教育長	690,000 円	690,000 円	634,800 円 (△8%)	<b>10%減額措置 621,000 円</b>
議 長	415,000 円	415,000 円	←	←
副議長	320,000 円	320,000 円	←	←
委員会委員長	305,000 円	305,000 円	←	←
議会議員	295,000 円	295,000 円	←	←